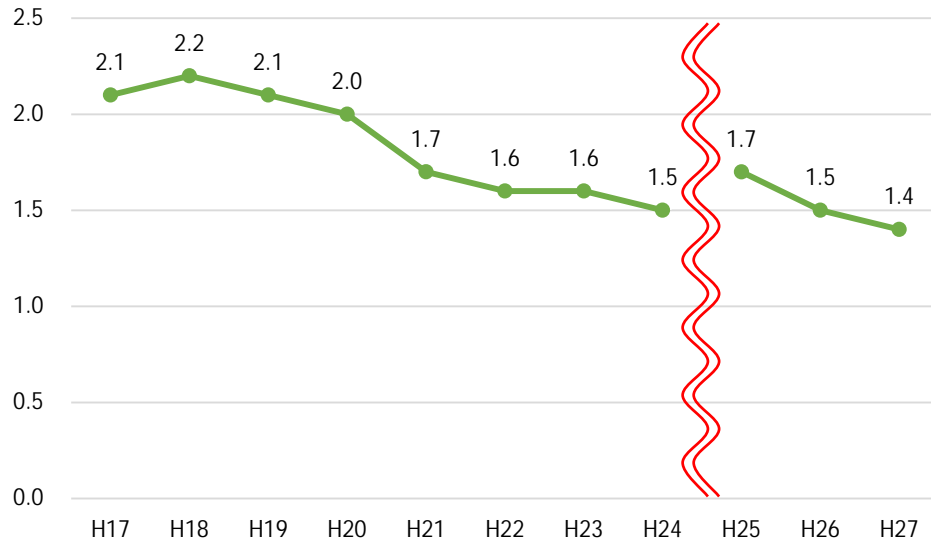


# 新たな指標関連資料

2017年 3月23日

# 高等学校中途退学率

高等学校中途退学率



## 候補とする理由

- 高等学校中途退学者の4割以上がフリーター等になっているとの調査結果があることを踏まえ、高校生の中退防止により将来の安定した生活につなげる観点から、現行の「生活保護世帯の子供の高等学校等中退率」のみならず、全ての子供について高等学校中途退学率を把握する必要がある。

## 関連施策

- スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業
- 補習等のための指導員派遣事業(高等学校部分)
- 多様な学習を支援する高等学校への支援
- 各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実
- 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業
- スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール
- 高等学校等就学支援金交付金等
- 高校生等奨学金給付金の充実
- その他の高校生等への修学支援

## 先行研究等による根拠

- 高等学校中途退学者の4割以上がフリーター等になっているとの調査結果がある。

## 考慮すべき点

- 高校中退の防止については、特定の世帯だけではなく、全ての子供について必要な施策であること等から、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査には世帯収入や世帯属性に関する調査項目は含まれていない。

## 出典:

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

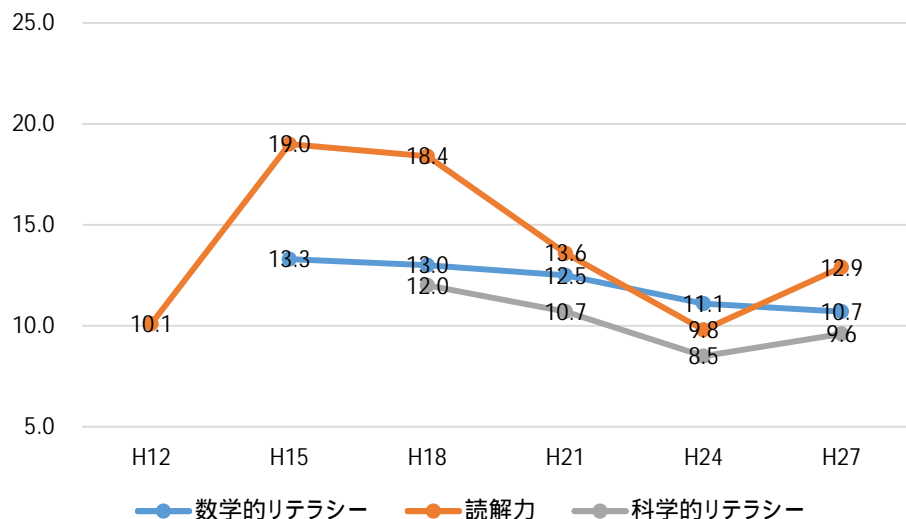
昭和41年度から毎年度実施。最新の調査は平成27年度。高等学校中途退学率は昭和57年度から調査。

注:1) 平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

注:2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

# 学力に課題のある子供の割合

PISAの習熟度レベルが実生活で効果的、生産的に能力を發揮し始めるレベルに満たない子供の(15歳児)の割合(%)



PISAの習熟度レベルが実生活で効果的、生産的に能力を發揮し始めるレベルに満たない子供の割合の推移 (%)

	H12	H15	H18	H21	H24	H27
数学的リテラシー	-	13.3	13.0	12.5	11.1	10.7
読解力	10.1	19.0	18.4	13.6	9.8	12.9
科学的リテラシー	-	-	12.0	10.7	8.5	9.6

## 出典:

OECD生徒の学習到達度調査(PISA) (国立教育政策研究所)  
平成12年から3年ごとに実施。最新の調査は平成27年。

注: 1) 平成27年調査では、科学的リテラシーと読解力は習熟度レベル1a以下、数学的リテラシーはレベル1以下の子供は、実生活で効果的・生産的に能力を發揮し始める習熟度レベルに満たないとされている。

## 候補とする理由

- 親の所得が子供の学力に影響を与えるとの指摘もある中、将来の貧困を防ぐために、低所得世帯のみならず全ての子供に対し、学校と地域が連携・協働し、学力を保障することが重要であるため、将来の貧困の防止の観点から特に重要と考えられる学力に課題のある子供の割合を把握するため。

## 関連施策

- 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置
- 地域未来塾による学習支援の充実
- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援
- 子どもの生活・学習支援事業
- 沖縄子供の貧困緊急対策事業

## 先行研究等による根拠

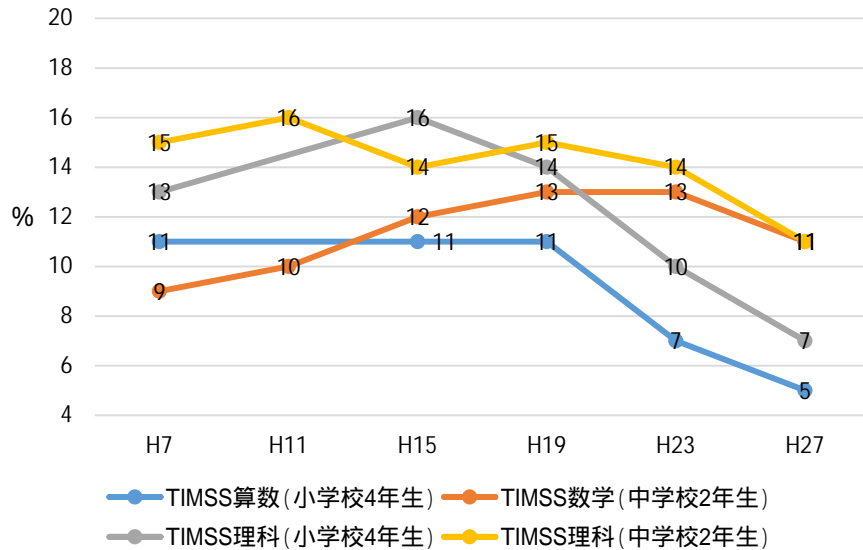
- 平成25年度に実施された全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)における保護者に対する調査では世帯所得が低いほど国語と算数・数学の正答率が低いとの結果が出ている。また、世帯所得に加えてひとり親であることも正答率に統計的に有意な負の効果があることが確認された。
- 全国学力・学習状況調査ではこれまでの調査において、就学援助を受けている児童生徒の割合の高い学校のほうが、平均正答率が低い傾向が見られた。

## 考慮すべき点

- PISAには世帯収入や世帯属性に関する調査項目が含まれていない。なお、PISAはOECDが行う国際的な比較を目的とした調査で、調査内容や調査項目はPISAの評価の枠組みに基づいて決められるものであり、世帯属性等に関する項目を新たに追加することは困難と考えられる。
- 全国学力・学習状況調査(文部科学省)は全ての調査問題を公表しているため、経年分析調査の実施年度以外では、調査結果を年度間で正確に比較することはできない。また、世帯収入や世帯属性については、数年に一度実施している保護者に対する調査で把握しているが、本調査を毎年行うことは学校や教育委員会の負担等の観点から困難と考えられる。

# 学力に課題のある子供の割合

TIMSSの教育到達度が中程度の水準に満たない子供の割合の推移



候補とする理由

(同上)

関連施策

(同上)

先行研究等による根拠

(同上)

考慮すべき点

- TIMSSには世帯収入や世帯属性に関する調査項目が含まれていない。なお、TIMSSはIEAが行う国際的な比較を目的とした調査で、調査対象や調査項目はTIMSSの調査の枠組みに基づいて決められるものであり、世帯属性等に関する項目を新たに追加することは困難と考えられる。
- 全国学力・学習状況調査(文部科学省)は全ての調査問題を公表しているため、経年分析調査の実施年度以外では、調査結果を年度間で正確に比較することはできない。また、世帯収入や世帯属性については、数年に一度実施している保護者に対する調査で把握しているが、本調査を毎年行うことは学校や教育委員会の負担等の観点から困難と考えられる。

出典:

IEA's Trends in International Mathematics and Science Study - TIMSS 2015 より作成

国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)(国立教育政策研究所)

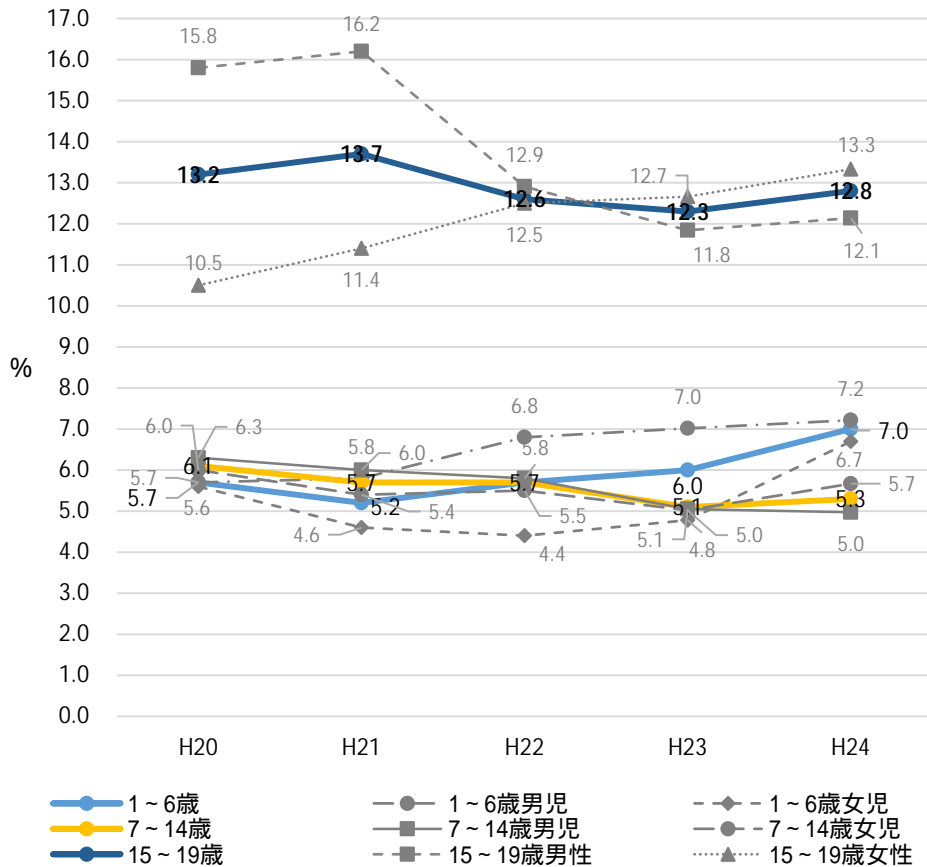
実施機関はIEA(国際教育到達度評価学会)。平成7年から4年ごとに実施。小学校4年生に対する調査は平成11年では非実施。最新の調査は平成27年。

注: TIMSSでは中程度の水準(Intermediate Benchmark)を475点に設定しており、これに満たない子供の割合を低学力の子供の割合として示している。この数値については、各水準に達した子供の割合の差から求めたものであり、丸めによる差異が見られる場合がある。

TIMSSの教育到達度が中程度の水準に満たない子供の割合の推移 (%)	H7	H11	H15	H19	H23	H27
<b>算数(小学校4年生)</b>	<b>11</b>	-	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>7</b>	<b>5</b>
(より高い水準)	22	-	21	23	30	32
(高い水準)	39	-	39	38	40	42
(中程度の水準)	28	-	29	28	23	21
<b>数学(中学校2年生)</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>12</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>11</b>
(より高い水準)	29	29	24	26	27	34
(高い水準)	38	37	38	35	34	33
(中程度の水準)	24	24	26	26	26	22
<b>理科(小学校4年生)</b>	<b>13</b>	-	<b>16</b>	<b>14</b>	<b>10</b>	<b>7</b>
(より高い水準)	15	-	12	12	14	19
(高い水準)	39	-	37	39	44	44
(中程度の水準)	33	-	35	35	32	30
<b>理科(中学校2年生)</b>	<b>15</b>	<b>16</b>	<b>14</b>	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>11</b>
(より高い水準)	18	16	15	17	18	24
(高い水準)	36	36	38	38	39	39
(中程度の水準)	31	32	33	30	29	26

# 朝食欠食児童・生徒の割合

## 朝食欠食率の移動平均値の推移



## 候補とする理由

- 子供たちの健やかな育成環境を確保し、将来の貧困を防ぐためには、適切な栄養の摂取の確保、発達段階に応じた生活習慣の確立などの健康・生活習慣の確保が重要であるため、適切な栄養摂取の状況や生活習慣を把握できる朝食欠食児童・生徒の割合を把握する必要がある。

## 関連施策

- 子供の生活習慣づくり支援事業
- 「健やか親子21」による母子保健活動の推進
- 国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第二次)」)

## 先行研究等による根拠

- 21世紀出生児縦断調査を用いて貧困と7歳時の朝食欠食との関連を調べたところ、低所得層は非低所得層に比べて朝食欠食の割合が1.80倍高いとされている。
- 朝ごはんを食べていない子供は親からの肯定的な関わり(親が「勉強を教えてくれる」「いいことをしたときにほめてくれる」「悪いことをしたときにしかつくれる」「困ったときに相談にのってくれる」など)が少ないとされている。

## 考慮すべき点

- 国民健康・栄養調査では調査日の朝食を欠食した者の割合を集計しており、普段朝食を摂取しているか否かの集計ではない。集計客体数が極めて少ない。
- 子供に朝食を提供するNPO等の活動(子供食堂など)も存在する。

## 出典:

国民健康・栄養調査(厚生労働省)

平成6年度から毎年度実施。最新の調査結果は平成26年度。

注:1) 各年の朝食欠食率と、各年のばらつきを少なくすることを目的とした移動平均値が公表されている。移動平均値は各年次結果の前後の年次結果を足し合わせ、計3年分を平均化したものである。例えば、平成23年度の値は、平成22,23,24年度の値平均値。

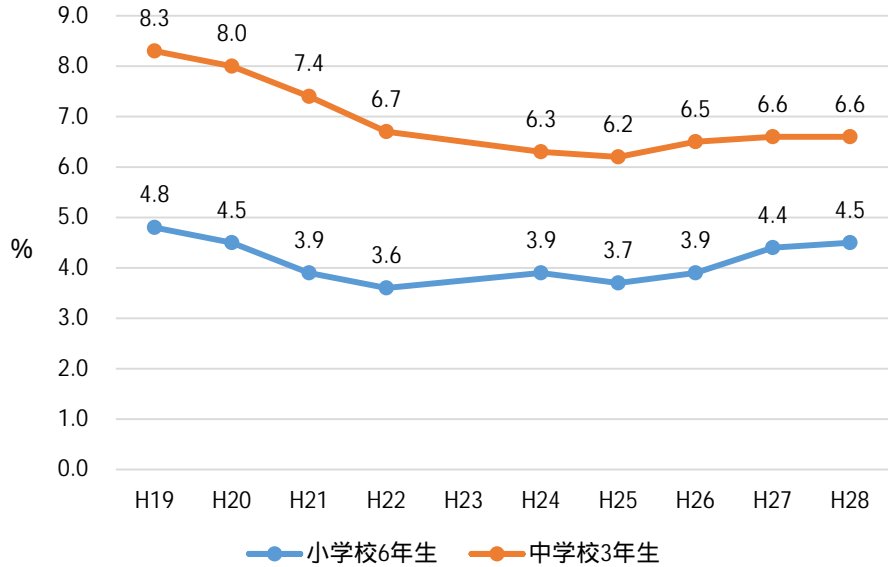
注:2) 移動平均値は男女別のみ公表されているため、男女を合わせた値は各年の朝食欠食率を用いて算出した。

注:3) 平成27年度調査の結果はまだ発表されておらず、平成26年度の移動平均値は算出できない。

朝食欠食率の移動平均値 (%)	H20	H21	H22	H23	H24
1～6歳	5.7	5.2	5.7	6.0	7.0
(うち男児)	5.7	5.8	6.8	7.0	7.2
(うち女児)	5.6	4.6	4.4	4.8	6.7
7～14歳	6.1	5.7	5.7	5.1	5.3
(うち男児)	6.3	6.0	5.8	5.1	5.0
(うち女児)	6.0	5.4	5.5	5.0	5.7
15～19歳	13.2	13.7	12.6	12.3	12.8
(うち男児)	15.8	16.2	12.9	11.8	12.1
(うち女児)	10.5	11.4	12.5	12.7	13.3

# 朝食欠食児童・生徒の割合

## 朝食欠食率の推移



### 候補とする理由

(同上)

### 関連施策

(同上)

### 先行研究等による根拠

(同上)

### 考慮すべき点

- 平成25年度の保護者に対する調査(次回は平成29年度に実施予定)を除いて、世帯収入や世帯属性に関する項目は含んでおらず、毎年実施している児童生徒等を対象とした質問紙調査では把握することはできない。
- 第3次食育推進基本計画(平成28年3月決定)において、子供の朝食欠食をなくすことが目標として掲げられ、本調査が現状値のデータソースとして用いられている。

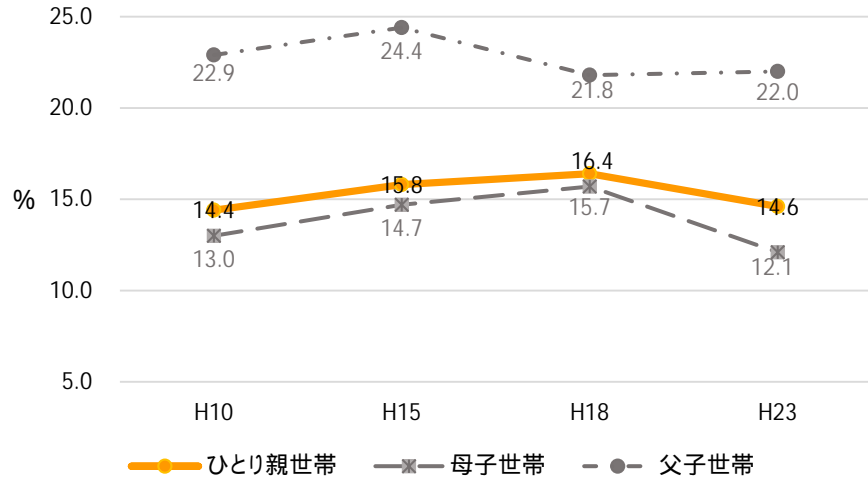
朝食欠食率(%)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校6年生	4.8	4.5	3.9	3.6	-	3.9	3.7	3.9	4.4	4.5
中学校3年生	8.3	8.0	7.4	6.7	-	6.3	6.2	6.5	6.6	6.6

**出典:**  
 全国学力・学習状況調査(文部科学省)  
 平成19年度より毎年度実施。最新の調査は平成28年度。

注:1) 「朝食を食べていますか」との設問に「あまりしていない」「全くしていない」と回答した児童(小学校6年生)と生徒(中学校3年生)の割合  
 注:2) 平成23年度は、東日本大震災の影響を考慮し、調査の実施を見送った。

# 相談相手が欲しいひとり親の割合、 必要な頼れる相手がいない人の割合

ひとり親家庭の親で相談相手がおらず、  
欲しいと答えた人の割合の推移



ひとり親家庭の親で相談相手がおらず、 欲しいと答えた人の割合 (%)	H10	H15	H18	H23
ひとり親家庭	14.4	15.8	16.4	14.6
（うち母子世帯）	13.0	14.7	15.7	12.1
（うち父子世帯）	22.9	24.4	21.8	22.0

## 出典：

全国母子世帯等調査(厚生労働省)

概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成23年度。

注:1) ひとり親世帯の割合は公表されていないため、公表されている母子世帯と父子世帯の世帯数を基に算出した。

注:2) 公表されている割合は相談相手がいないと答えた人に対する割合であるため、世帯全体に対する割合を公表されている世帯数を基に算出した。

## 候補とする理由

- 貧困の状況にある家庭は、様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立し、必要な支援が受けられないなど一層困難な状況に置かれてしまうと指摘されており、貧困の状況にある子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会など社会とのつながりが重要であり、社会とのつながりを示す対人関係の持ち方について、相談相手が欲しいひとり親の割合、必要な頼れる相手がいる人の割合を把握することとする。

## 関連施策

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 相談窓口のワンストップ化の促進
- ひとり親家庭日常生活支援事業
- 家計管理・生活支援講習会等事業
- 相談支援事業
- 情報交換事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 沖縄子供の貧困緊急対策事業

## 先行研究等による根拠

- 所得の低い親ほど子供のことで家庭内外に頼る人がいない割合が高いとされている。
- 緊急時などに頼れる人の数が少ないなど、社会とのつながりが希薄である低所得世帯には子供への体罰傾向が見られるとされている。

## 考慮すべき点

- 世帯収入別の割合の算出については、特別集計が必要である。

# 相談相手が欲しいひとり親の割合、 必要な頼れる相手がいない人の割合

子供がある世帯の世帯員が必要であるが頼れる人はいないと答えた人の割合

50

%

子供の有無別の全ての相談項目について頼れる人がいない人と答えた人の割合の算出は、特別集計が必要である。

0

候補とする理由

(同上)

関連施策

(同上)

先行研究等による根拠

(同上)

考慮すべき点

- 全ての相談項目について頼れる人がいないと答えた人の割合の算出については、特別集計が必要である。
- それぞれの項目について世帯所得別の数値も公表されている。
- 子供の有無別及び世帯属性別の割合の算出については、特別集計が必要である。
- 生活と支え合いに関する調査の調査票には自治体・町内会、ボランティア・NPO等の会やグループへ参加しているか否かの質問項目があるが、結果が公表されていないため、図表化できない。

出典:

生活と支え合いに関する調査(国立社会保障・人口問題研究所)  
平成19年度より5年度ごとに実施。最新の調査は平成24年度。

注:1) 対象は65歳未満の世帯員である。

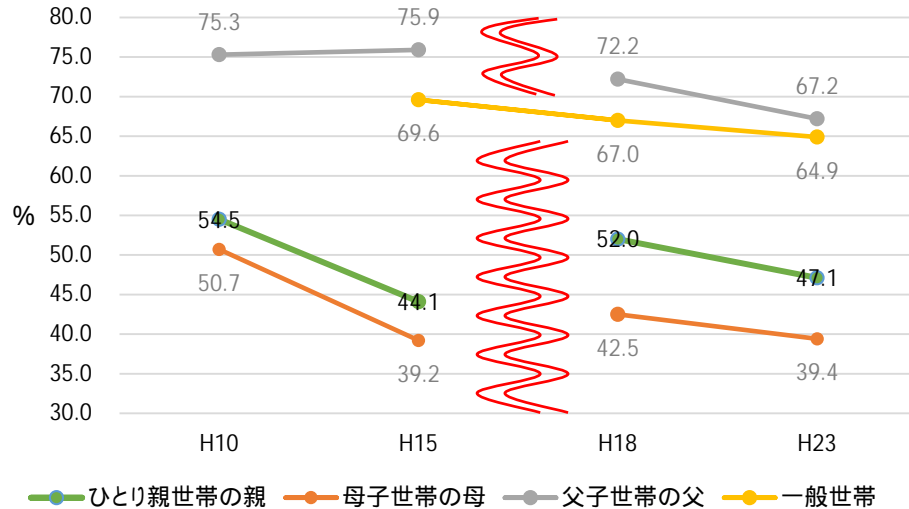
注:2) この調査項目が集計されたのは平成24年度が初めてである。

必要であるが頼れる人はいないと答えた人の割合(%)	H19	H24
看病や介護、子供の世話	-	4.1
健康、介護、育児に関する相談	-	3.0
家庭内でのトラブルに関する相談	-	4.6
就職・転職など仕事に関する相談	-	4.3
愚痴を聞いてくれること	-	2.5
喜びや悲しみを分かち合うこと	-	2.0
いざというときの少額のお金の援助	-	5.0
いざというときの高額のお金の援助	-	16.2
家具の移動・庭の手入れ・雪かきなどの手伝い	-	4.2
災害時の手助け	-	4.3



# ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合

ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合の推移



## 候補とする理由

- ひとり親家庭の親の就業率は高いにもかかわらず、子供がいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は高い。これは、一般世帯に比べ、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合が低いことが原因の一つとして考えられることから、把握する必要がある。

## 関連施策

- ひとり親家庭の親に対する就業支援
- ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給
- ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金の支給
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援
- ひとり親家庭の在宅就業の推進

## 先行研究等による根拠

- 諸外国に比べ、日本では低所得世帯の子供の親は非正規雇用者の割合が高いとされている。
- 母親が非正規雇用の母子世帯が正規雇用になることで、低所得を回避できるとされている。

## 考慮すべき点

- ひとり親世帯の正規雇用率の算出は、国民生活基礎調査(厚生労働省)や労働力調査(総務省)を用いることも考えられるが、特別集計が必要。
- 一般世帯の正規雇用率の算出は、国民生活基礎調査を用いることも考えられる。その場合、一般世帯を「15歳以上の人口」ではなく「児童のいる世帯」とすることも可能。

正規の職員・従業員の割合 (%)	H10	H15	H18	H23
ひとり親世帯の親	54.5	44.1	52.0	47.1
（うち母子世帯の母）	50.7	39.2	42.5	39.4
（うち父子世帯の父）	75.3	75.9	72.2	67.2
一般世帯	-	69.6	67.0	64.9

## 出典：

ひとり親世帯：全国母子世帯等調査（厚生労働省）

概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成23年度。

一般世帯：労働力調査（総務省）

昭和22年度より毎年実施。最新の調査は平成28年度。

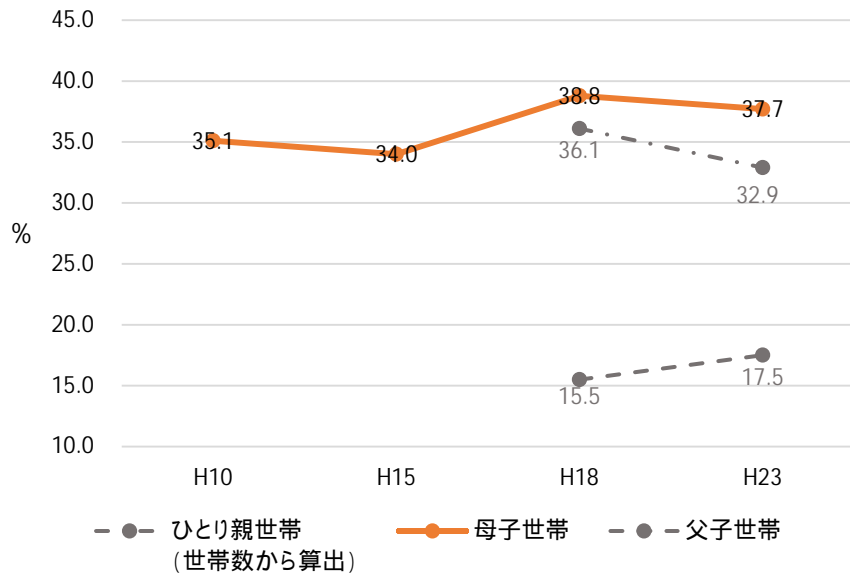
注：1) 一般世帯は15歳～64歳の人口であり、2人以上の世帯及び単身世帯両方の人口が含まれる。

注：2) 全国母子世帯等調査は年度単位、労働力調査は暦年。

注：3) 平成18年度以前の全国母子世帯調査においては「正規の職員・従業員」ではなく「常用雇用者」の集計がされている。「常用雇用者」とは、会社、団体、官公庁など雇用期間について特定の定めがない、あるいは1年を超える期間を定めて雇われる者をいう。

# ひとり親家庭で養育費の取決めをしている割合

ひとり親世帯のうち養育費についての取決めのある世帯割合の推移



## 候補とする理由

(同上)

## 関連施策

(同上)

## 先行研究等による根拠

(同上)

## 考慮すべき点

- 取り決めをしても養育費の支払いが続くとは限らない。

ひとり親世帯のうち養育費について取決めのある世帯の割合 (%)	H10	H15	H18	H23
ひとり親世帯 (母子世帯及び父子世帯)	-	-	36.1	32.9
(うち母子世帯)	35.1	34.0	38.8	37.7
(うち父子世帯)	-	-	15.5	17.5

### 出典:

全国母子世帯等調査 (厚生労働省)

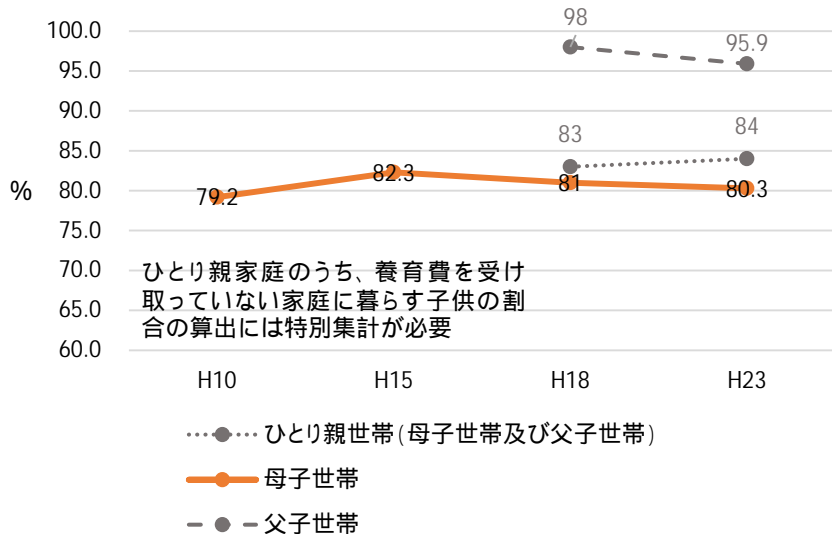
概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成23年度。

注:1) 父子世帯は平成18年度調査から集計されている。

注:2) ひとり親世帯の割合は公表されていないため、公表されている母子世帯と父子世帯の世帯数を基に算出した。

# ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合

ひとり親家庭のうち養育費を受け取っていない世帯の割合の推移



## 候補とする理由

- ひとり親家庭の親の就業率は高いにもかかわらず、子供がいる現役世帯のうち、大人が一人の貧困率は高い。これは離婚後の生活を下支えする養育費の確保が十分になされていないことが原因の1つと考えられ、ひとり親家庭の生活に必要な経済的支援の確保の面から、離婚後の子供の養育費の確保の状況を把握する必要がある。

## 関連施策

- 養育費相談支援の実施
- 養育費等の取決めについて解説したパンフレット(合意書のひな形を含む。)の離婚届書との同時交付
- (ニッポン一億総活躍プラン)より確実な養育費の確保の仕組み

## 先行研究等による根拠

- 世帯の生活を下支えするものとして、離婚後の養育費の確保等は重要であるにもかかわらず、実際の養育費の支払いはもちろん、その取決めすらなされていないケースが多い
- 離婚世帯の経済状況は離婚前にも悪い場合が多いことが報告されている。

## 考慮すべき点

- 指標の単位を子供(養育費を受給していないひとり親世帯に暮らす子供の割合)とする場合には、特別集計が必要。
- 離別男性の無業者や公的年金未加入者の比率が高く、契約雇用者や小さい企業に勤めている場合が多く、持ち家率も少ないことが報告されており、一部の父親には支払いの「能力」が欠如している可能性が示唆されている。

ひとり親世帯のうち養育費を受け取っていない世帯の割合(%)

	H10	H15	H18	H23
ひとり親世帯(母子世帯及び父子世帯)	-	-	83.0	84.0
(うち母子世帯)	79.2	82.3	81.0	80.3
(うち父子世帯)	-	-	98.0	95.9

## 出典:

全国母子世帯等調査(厚生労働省)

概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成23年度。

注:1) 父子家庭は平成18年度調査より集計されている。

注:2) ひとり親世帯の割合は公表されていないため、公表されている母子世帯と父子世帯の世帯数を基に算出した。

注:3) 受給していない世帯は、公表されている「現在も養育費を受給している」と答えた世帯の割合から算出している。「養育費を受給したことがある」と答えた世帯は受給していない世帯に含まれている。